

国立大学法人東京農工大学非常勤職員給与規程の一部改正

国立大学法人東京農工大学非常勤職員給与規程を次のとおり改正する。

現行	改正	改正理由
本則 (省略)	本則 (省略)	

附 則（経規程第 32 号）

- 1 この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 27 年 4 月 1 日の前日（フルタイム契約職員にあつては、前々日）から引き続き同一の職務に在職する非常勤職員で、その者の受ける日給又は時間給が同日において受けていた日給又は時間給に達しないこととなる非常勤職員には、平成 30 年 3 月 31 日までの間、同日に受けていた日給又は時間給を支給する。